



確認じゃ！2つの給付金



平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時の措置として給付金を支給します。

支給対象者

平成28年1月1日時点で、長崎市に住民票がある方で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、以下の方は対象外です。

- 平成28年度分市民税(均等割)の課税者に扶養されている方
- 生活保護制度の被保護者等

支給額

1人につき
3千円

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方への支援として給付金を支給します。

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方。

ただし、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給された方は対象外です。

支給額

1人につき
3万円

申請受付期間

平成
28
年

9月1日木

平成
29
年

2月1日水

消印有効

長崎市から給付金の支給対象となる可能性がある方へ、8月下旬から順次申請書を送付します。

申請書が届いても、支給対象とならない場合があります。

郵送により申請してください

平成29年2月1日(水) 消印有効

必要事項を記入、押印した申請書と、本人確認書類のコピー及び口座確認書類(「通帳」又は「キャッシュカード」)のコピーを同封のうえ、
返信用封筒で郵送により申請してください。
詳しくは、申請書に同封されているご案内をご覧ください。



窓口申請

受付場所: 臨時福祉給付金室
(長崎市大黒町3番1号)
(交通産業ビル6階)

受付期間: 平成28年9月1日(木)～
平成29年2月1日(水)
8:45～17:30(平日のみ)

※窓口は混雑が予想されますので、
できる限り郵送による申請をお願いします。



申請方法

支給方法

支給・不支給決定通知

申請受付後、審査の上、支給要件に該当する場合は、支給決定通知書を郵送します。

支給要件に該当しない場合は、不支給決定通知書を郵送します。

長崎市臨時福祉給付金センター



い　い　きゅう　ふ
0570-011-920

受付時間

平成28年8月29日(月)～平成28年9月25日(日)

9:00～18:00 (土日も開設、ただし祝日は休み)

平成28年9月26日(月)～平成29年2月28日(火)

9:00～17:00 (平日のみ)

※申請受付は平成29年2月1日(水)(消印有効)で終了。

お問い合わせ

平成28年度臨時福祉給付金対象者診断チャート



平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていますか？

↓ いいえ

平成28年度分の市民税(均等割)が課税されている方に生活の面倒を見てもらっていますか？(扶養されていますか？)

↓ いいえ

生活保護を受けていますか？

↓ いいえ

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象となる可能性があります。

はい

はい

はい

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者ではありません。



障害・遺族基礎年金受給者向け給付金対象者診断チャート

平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されていますか？

↓ いいえ

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給要件に該当しますか？

↓ いいえ

※「平成28年度臨時福祉給付金対象者診断チャート」でご確認ください。

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)3万円は受給されましたか？

↓ いいえ

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(3万円)の支給対象となる可能性があります。

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給対象者ではありません。

給付金について Q&A

Q: 基準日の翌日以降に引っ越しをした場合の給付金の支給はどうなりますか？

A: 基準日(平成28年1月1日)時点で住民票のある市町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、申請先の市町村にお問い合わせください。

Q: 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の支給対象になりますか？

A: 基準日(平成28年1月1日)に生まれた方は支給対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は支給対象にはなりません。また、市町村で支給決定するまでの間に亡くなられた方も支給対象にはなりません。

Q: 課税者の扶養親族等とは具体的に何を指しますか？

A: 税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者(※)のほか、保護者が課税されている16歳未満の方を指します。

※事業専従者：青色・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や、15歳以上の親族で一年を通じて6ヶ月を超える期間その事業にもっぱら従事している人。

Q: 長崎市外にいる配偶者(子ども等)に扶養されていますが、給付金の支給対象になりますか？

A: あなたを扶養している方に平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていれば、給付金の支給対象にはなりません。

Q: 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給対象になる要件は何ですか？

A: 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、次に掲げる年金の平成28年5月分を受給されている方です。

○障害基礎年金又は遺族基礎年金
○昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含みます。)及び船員保険の障害年金(障害等級が1級又は2級(船員保険の職務上の障害年金は1~5級)の年金に限ります。)

○昭和61年3月以前に受給権が発生した、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金及び船員障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限ります。)

Q: 平成27年1月1日時点での住民票があった別の市町村で高齢者向け給付金を受給しましたが、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給対象になりますか？

A: 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金については、高齢者向け給付金を受給された方は、支給対象にはなりません。

申請書記入相談窓口

次の場所に、記入相談窓口を臨時に開設します。

設置場所

市役所(本館1階特設窓口)、支所、滑石事務所及び行政センター

設置期間

平成28年9月1日(木)～
平成28年9月30日(金)
8:45～17:30(平日のみ)

※西部・古賀・戸石地区事務所、消費者センター及び三重地区市民センターへの設置はありませんのでご注意ください。

※申請書の記入相談をされる方は、混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※申請書記入相談窓口では、給付金の申請受付は行いません。

詳しくは

長崎市 臨時福祉給付金

検索



「臨時福祉給付金」や「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

○長崎市や長崎県、厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めたりすることは、絶対にありません。

○ATM自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。

○長崎市職員が、ご自宅へ直接申請書を回収に伺ったり、キャッシュカードや通帳をお預かりすることは、絶対にありません。

申請内容に不明な点があった場合には、長崎市から問い合わせを行うことがあります。上記のような内容の不審な電話が掛かってきたり、郵便物が届いたりした場合には、すぐに長崎市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。